別紙様式第14号（第141条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

農林中央金庫代理業に関する報告書

〔　年　月　日から
　年　月　日まで〕

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地

商号又は名称

代表者氏名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　役員及び使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における農林中央金庫代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。なお、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

２　（略）

５・６　（略）

（内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録による縦覧等） **第九条**　民間事業者等は、法第五条第一項の規定により別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用して表示する方法又は民間事業者等の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面若しくは書面に表示する方法により行わなければならない。 別表第一（第三条関係） 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号） 第九十二条の四第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十九及び第五十二条の五十一第一項並びに第九十二条の五の九第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二	（電磁的記録による縦覧等） **第九条**　民間事業者等は、法第五条第一項の規定により別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合においては、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面又は紙面に表示する方法により縦覧等を行わなければならない。 別表第一（第三条関係） 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号） 第九十二条の四第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十九及び第九十二条の五の九第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二

別紙様式第14号（第141条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

農林中央金庫代理業に関する報告書

〔　年　月　日から
　年　月　日まで〕

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地

商号又は名称

代表者氏名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　役員及び使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における農林中央金庫代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。

２　（略）

５・６　（略）